

令和7年度「TheプレミアムPay」【デジタル地域商品券】取扱要項

1. 登録資格

久留米市内において主に小売業、飲食業、生活関連サービス業、運輸業など、消費者に対して商品又はサービスを提供する事業者のうち、以下のいずれかに該当する事業所

- ① 久留米市に本店または本社を有する事業所（市外の支店等の店舗は登録できません）
- ② 久留米市の中心市街地に店舗等を有する事業所

※中心市街地とは次の町です。

（大手町、天神町、東町、通東町、通町、日吉町、六ツ門町、小頭町、本町、中央町、城南町、白山町、縄手町、瀬下町、京町）

※但し「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する営業を行う者」又は「公序良俗に反する店舗」及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗は登録出来ません。

2. 対象商品等

商品券は、特売品、値引き商品等を含む全ての商品等の販売またはサービスの提供に利用できるものとします。

3. 利用対象とならないもの

- ① 業者間の取引に伴う手形、買掛金決裁等
- ② 商品券、切手、印紙、プリペイドカード、地金等の換金性の高いもの
- ③ 有価証券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ④ たばこ
- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑥ 国、地方公共団体への支払い、公共料金の支払い、税金の納付等
- ⑦ 土地・建物等資産性の高いものの購入に関わる支払い並びに家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の支払い ※車の販売は転売禁止誓約書を交わしてください。
- ⑧ 払込用紙による支払い等
- ⑨ ギャンブル性の高いサービス等
- ⑩ プロパンガスの使用料の支払い
- ⑪ 市指定のゴミ袋

4. 申込み(受付)

・別紙申請書をご記入のうえお申込みください。

※FAX、郵送、Eメールによる受付はできません。必ず、事務局にご来所のうえ申請書をご提出してください。

・市内に複数店舗がある場合は店舗毎の登録申込みが必要です。

・登録手数料は、会員事業所については無料、非会員事業所は6,000円。

（非会員事業所の登録は紙商品券登録と別途、登録手数料をご負担していただきます）

・申込提出期間：**令和7年5月9日（金）～6月16日（月）**

6月17日（火）以降も随時受付します。

・申込受付時間：平日9:00～17:30 土曜日9:00～12:00【日祝日は休み】

・紙商品券・キャッシュレス商品券両方の登録を希望される場合は、それぞれで登録申込が必要です。

5. 登録

TheプレミアムPay お申込み事業所の登録資格を確認のうえ受付を行ないます。

※のぼり旗（紙の旗とは別）・ステッカー、ポール1セットを無料でお渡しします

なお、追加分は、下記の実費が必要となります。（紙商品券とは異なります）

・のぼり旗1枚 330円（税込） ・ステッカー1枚 150円（税込）

・ポール1本 330円（税込）

※消費者にわかるよう見やすい場所に「のぼり旗」、「ステッカー」を掲示ください。

6. デジタル地域商品券の販売（事前予約制）

久留米商工会議所は「TheプレミアムPay」を下記のとおり販売します。

- ① 予約期間：令和7年8月8日（金）～8月26日（火）応募者多数の場合は抽選。
- ② 結果発表：令和7年9月1日（月） 12:00アプリにプッシュ通知
- ③ 引換期間：令和7年9月1日（月）～9月7日（日）
- ④ 販売単位：1セット1万円、総額5億円販売（プレミアム率20%）
- ⑤ 販売：当選者はコンビニでスマホに購入額をチャージ

7. 取扱期間 商品券有効期間：令和7年9月1日（月）～令和8年1月31日（土）

取扱店は「TheプレミアムPay」による支払いを希望する方に対し、有効期間内に限り商品の販売またはサービスの提供を行ってください。

8. 換金

商品の販売またはサービスの提供を行なった取扱店には、登録時にご指定された口座に振り込みます。

換金の流れ

毎月15日、月末締めで5営業日後に予めご指定された金融機関の口座に取引額の2%と当該金融機関の定める振込手数料を差し引いた金額を振込みます。

※筑邦銀行、筑後信用金庫の口座への振込手数料は無料です。

※換金手数料の領収書は登録店専用の管理画面よりダウンロードください。

9. 遵守事項（取扱店は、次の事項を遵守してください。）

- ① 利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は出来ません。
- ② 利用対象とならない商品、サービスに対しての支払は受付出来ません。
- ③ 利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- ④ 久留米商工会議所から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従ってください。
- ⑤ 行政から要請に伴い、本事業に関する取扱店アンケートの回答を必ず提出してください。

10. 禁止事項

下記の禁止事項に違反した場合は取扱登録店の取り消し、取扱店名の公表、損害賠償等の法的措置や警察への通告などの処置を行います。

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なく換金（商取引のない換金）を請求する事。
- ② 業者間の取引に伴う手形、買掛金決済等。
- ③ 取扱店負担金に相当する金額をお客様に負担させること。

令和7年度 **TheプレミアムP A Y（デジタル地域商品券）取扱店登録申請書**

令和 年 月 日

久留米商工会議所 殿
久留米商工会議所商品券事業【デジタル地域商品券「TheプレミアムP a y」】事業の取扱要項及び
取扱店登録に係る誓約書に同意のうえ取扱店事業所として申込みいたします。

フリガナ		フリガナ	
事業所名 (本社・本店)		代表者名	
所在地 (本社・本店)		電話番号	

次ページの誓約書もご記入ください。

1. ログイン情報（担当者メールアドレスが店舗管理画面のログイン ID になります。複数店舗の場合は店舗ごとにご記入ください）

担当者メールアドレス (ログイン ID)	@	担当者名	
-------------------------	---	------	--

※担当者メールアドレスをお持ちでない場合は空欄で結構です。商工会議所よりログイン ID をお知らせします。

2. 登録する店舗情報（スマホの「利用可能店舗」に表示する内容です。複数店舗の場合は店舗ごとにご記入、ご提出してください）

名 称 (屋号)		電話番号	-	-
		FAX 番号	-	-
住 所	(〒 -)			
ジャンル アイコン ・1つ選択	☐ 住む ☐ 医療 ☐ 学び ☐ 暮らし ☐ 装い ☐ 販売 ☐ 造る ☐ 遊び ☐ 飲食 ☐ その他			

3. 換金金額の振込先（振込手数料は取扱店さまのご負担となります。個別店舗ごとの振込希望の場合はご記入ください）

登 録	・新規登録 ・前回から変更 ・昨年と変更なし				
銀 行 名			支 店 名		
銀行コード			支店コード・店番		
		左づめでご記入ください			左づめでご記入ください
フリガナ			口座種類	普通 ・ 当座	
口座名義			口座番号		
換金方式	自動精算 ・ 手動精算 ※換金方式を○印で選択ください。				

※ゆうちょ銀行(銀行コード 9900)をご指定される場合、通帳を開いた 2 ページ目下段に
記載の【店番】(3 桁)、【口座番号】(7 桁)をご記入ください。

振込手数料について（参考）

振込 金額	筑邦銀行・ 筑後信用金庫	左記金融機関 以外
3 万円未満	無料	550 円（税込）
3 万円以上	無料	770 円（税込）

【換金方式】 自動精算：売上が 10,000 円以上になった場合、自動的に精算
手動精算：売上が 1,000 円以上の場合、店舗管理画面から手動で申請

デジタル地域商品券専用(旗・ポール・ステッカー（各 1 つ・1 セットは無料配布です。追加分は有料です）

旗 枚(@330 円) ポール 本(@330 円) ステッカー 枚(@150 円)

※今回頂いた情報は、久留米商工会議所からの各種連絡・情報提供のため利用するほか取扱店情報として消費者へ周知する際に利用することがあります。(振込先情報除く) ☐ 上記事項に同意します。 (要 ☒)

※会議所記入欄

受付日		担当者		事業所番号		会員 非会員 入会	受付No.
-----	--	-----	--	-------	--	-----------	-------

久留米商工会議所 御中

所在地

事業所名

代表者名

Th e プレミアム P a y (デジタル地域商品券)登録に係る誓約書

この度、標記の取扱店としての登録にあたり、この事業の目的を十分に踏まえ、取扱要項や下記の留意事項を厳守して履行いたしますことをここに誓約します。

なお、万一不正行為を行った場合には、Th e プレミアム P a y の取扱店の取り消し取扱店名の公表、法的措置や警察への通告などの処置を取られても一切の異議は申し立てません。

記

1. Th e プレミアム P a y の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
2. 利用対象とならない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
4. 久留米商工会議所から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従います。
5. 関係行政機関から、久留米商工会議所に対して、取扱店の換金実績に関する資料等の提出を求められた場合は、提出します。
6. Th e プレミアム P a y の悪用はいたしません。
7. 業者間取引に伴う、手形、買掛金決済等に使用いたしません。
8. 取扱店負担金に相当する金額をお客様に負担させることはいたしません。
9. 取扱店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、または、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗ではありません。
10. 取扱店は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する営業を行う者」、又は「公序良俗に反する店舗」ではありません。
11. 商品の販売、又はサービスの提供なく換金（商取引のない換金）を請求しません。
12. 本事業に関する取扱店アンケートの回答を必ず提出します。

申請書は前ページです。